



事務連絡
令和4年4月13日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和4年5月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」（令和4年3月4日保医発0304 第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大臼歯	77点
ロ 小臼歯・前歯	48点

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯	27点
ロ 小臼歯・前歯	15点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯	27点
ロ 小臼歯・前歯	15点

(2) その他の場合

イ 大臼歯	33点
ロ 小臼歯・前歯	21点

(ファイバーポスト)

1本につき	61点
-------	-----

M005 装着

1 歯冠修復物 (1個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料I

イ レジン系	
a 標準型	17点
b 自動練和型	17点
ロ グラスアイオノマー系	
a 標準型	10点
b 自動練和型	12点

(2) 歯科用合着・接着材料II

(3) 歯科用合着・接着材料III

2 仮着 (1歯につき)

3 口腔内装置等の装着の場合 (1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料I

イ レジン系	
a 標準型	17点
b 自動練和型	17点
ロ グラスアイオノマー系	
a 標準型	10点
b 自動練和型	12点

(2) 歯科用合着・接着材料II

(3) 歯科用合着・接着材料III又は歯科充填用即時硬化レジン

M009 充填（1窓洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

- イ 単純なもの 11 点
ロ 複雑なもの 29 点

(2) ガラスアイオノマー系

イ 標準型

- a 単純なもの 8 点
b 複雑なもの 22 点

ロ 自動練和型

- a 単純なもの 9 点
b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

- イ 単純なもの 4 点
ロ 複雑なもの 11 点

(2) ガラスアイオノマー系

イ 標準型

- a 単純なもの 3 点
b 複雑なもの 8 点

ロ 自動練和型

- a 単純なもの 6 点
b 複雑なもの 17 点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) インレー

- 複雑なもの 964 点

(2) 4分の3冠

1,205 点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

- a 単純なもの 410 点

- b 複雑なもの 759 点

ロ 5分の4冠 955 点

ハ 全部金属冠 1,201 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

- a 単純なもの 279 点

- b 複雑なもの 555 点

ロ 4分の3冠 686 点

ハ 5分の4冠 686 点

ニ 全部金属冠 860 点

3 銀合金

(1) 大臼歯

イ インレー

a	単純なもの	22 点
b	複雑なもの	38 点
ロ	5 分の 4 冠	50 点
ハ	全部金属冠	61 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	29 点
ロ	4 分の 3 冠 (乳歯を除く。)	35 点
ハ	5 分の 4 冠 (乳歯を除く。)	35 点
ニ	全部金属冠	45 点
M010-2	チタン冠 (1 歯につき)	66 点
M010-3	接着冠 (1 歯につき)	
1	金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1)	前歯	686 点
(2)	小臼歯	686 点
(3)	大臼歯	955 点
2	銀合金	
(1)	前歯	35 点
(2)	小臼歯	35 点
(3)	大臼歯	50 点
M010-4	根面被覆 (1 歯につき)	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ	大臼歯	410 点
ロ	小臼歯・前歯	279 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	22 点
ロ	小臼歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	グラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1	金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,071 点
2	銀合金を用いた場合	99 点
M011-2	レジン前装チタン冠	66 点
M015	非金属歯冠修復 (1 歯につき)	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料(IV) 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料(I) 188点

(2) CAD/CAM冠用材料(II) 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料(III) 350点

注 CAD/CAM冠用材料(III)を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料(I) 188点

(2) CAD/CAM冠用材料(II) 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料(III) 350点

注 CAD/CAM冠用材料(III)を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,383点

ロ 小臼歯 1,042点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 49点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 831点

ロ 小臼歯 1,042点

ハ 大臼歯 1,383点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 63点

ロ 小臼歯 63点

ハ 大臼歯 63点

M017-2 高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

(1)	1歯から4歯まで	2点
(2)	5歯から8歯まで	3点
(3)	9歯から11歯まで	5点
(4)	12歯から14歯まで	7点
2	総義歯(1顎につき)	10点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯(1床につき)	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯(1床につき)	37点
M020	鋳造鉤(1個につき)	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	1,249点
	ロ 犬歯・小白歯	1,016点
(2)	二腕鉤(レストつき)	
	イ 大臼歯	1,016点
	ロ 犬歯・小白歯	780点
	ハ 前歯(切歯)	601点
2	金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	1,106点
	ロ 犬歯・小白歯	865点
(2)	二腕鉤(レストつき)	
	イ 大臼歯	759点
	ロ 犬歯・小白歯	660点
	ハ 前歯(切歯)	612点
3	鋳造用コバルトクロム合金	5点
M021	線鉤(1個につき)	
1	不銹鋼及び特殊鋼	7点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	599点
(2)	二腕鉤(レストつき)	463点
M021-2	コンビネーション鉤(1個につき)	
1	鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	306点
(2)	犬歯・小白歯	330点
(3)	大臼歯	380点
2	鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	38点
(2)	犬歯・小白歯	38点
(3)	大臼歯	38点
M021-3	磁性アタッチメント(1個につき)	
1	磁石構造体	777点
2	キーパー付き根面板	
	(根面板の保険医療材料料(1歯につき))	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	759 点
ロ 小臼歯・前歯	555 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	38 点
ロ 小臼歯・前歯	29 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー（1個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,773 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1顆につき）

1 シリコーン系	166 点
2 アクリル系	100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」

(令和4年3月4日保医発0304第10号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料(1歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 77点 ロ 小臼歯・前歯 48点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復(1個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 964点 (2) 4分の3冠 1,205点 2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの 410点 b 複雑なもの 759点	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料(1歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 76点 ロ 小臼歯・前歯 47点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復(1個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 898点 (2) 4分の3冠 1,123点 2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの 379点 b 複雑なもの 700点

口 5分の4冠	<u>955</u> 点	口 5分の4冠	881 点
ハ 全部金属冠	<u>1,201</u> 点	ハ 全部金属冠	1,108 点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>279</u> 点	a 単純なもの	258 点
b 複雑なもの	<u>555</u> 点	b 複雑なもの	512 点
口 4分の3冠	<u>686</u> 点	口 4分の3冠	633 点
ハ 5分の4冠	<u>686</u> 点	ハ 5分の4冠	633 点
ニ 全部金属冠	<u>860</u> 点	ニ 全部金属冠	794 点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	22 点	a 単純なもの	22 点
b 複雑なもの	38 点	b 複雑なもの	38 点
口 5分の4冠	<u>50</u> 点	口 5分の4冠	49 点
ハ 全部金属冠	61 点	ハ 全部金属冠	61 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	14 点	a 単純なもの	14 点
b 複雑なもの	<u>29</u> 点	b 複雑なもの	28 点
口 4分の3冠(乳歯を除く。)	35 点	口 4分の3冠(乳歯を除く。)	35 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35 点	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35 点
ニ 全部金属冠	<u>45</u> 点	ニ 全部金属冠	44 点
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1歯につき)		M010-3 接着冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1) 前歯	<u>686</u> 点	(1) 前歯	633 点
(2) 小臼歯	<u>686</u> 点	(2) 小臼歯	633 点

(3) 大臼歯	<u>955</u> 点	(3) 大臼歯	881 点
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	35 点	(1) 前歯	35 点
(2) 小臼歯	35 点	(2) 小臼歯	35 点
(3) 大臼歯	<u>50</u> 点	(3) 大臼歯	49 点
M010-4 根面被覆（1歯につき）		M010-4 根面被覆（1歯につき）	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ 大臼歯	<u>410</u> 点	イ 大臼歯	379 点
ロ 小臼歯・前歯	<u>279</u> 点	ロ 小臼歯・前歯	258 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠（1歯につき）		M011 レジン前装金属冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	<u>1,071</u> 点	1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	988 点
2 銀合金を用いた場合	<u>99</u> 点	2 銀合金を用いた場合	98 点
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック（1歯につき）		M017 ポンティック（1歯につき）	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ 大臼歯	<u>1,383</u> 点	イ 大臼歯	1,276 点
ロ 小臼歯	<u>1,042</u> 点	ロ 小臼歯	961 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	<u>831</u> 点	イ 前歯	767 点
ロ 小臼歯	<u>1,042</u> 点	ロ 小臼歯	961 点
ハ 大臼歯	<u>1,383</u> 点	ハ 大臼歯	1,276 点
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>63</u> 点	イ 前歯	62 点

口 小臼歯	<u>63</u> 点	口 小臼歯	62 点
ハ 大臼歯	<u>63</u> 点	ハ 大臼歯	62 点
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鋳造鉤 (1個につき)		M020 鋳造鉤 (1個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,249</u> 点	イ 大・小臼歯	1,163 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,016</u> 点	ロ 犬歯・小臼歯	946 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,016</u> 点	イ 大臼歯	946 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>780</u> 点	ロ 犬歯・小臼歯	727 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>601</u> 点	ハ 前歯 (切歯)	560 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,106</u> 点	イ 大・小臼歯	1,020 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>865</u> 点	ロ 犬歯・小臼歯	798 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>759</u> 点	イ 大臼歯	700 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>660</u> 点	ロ 犬歯・小臼歯	609 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>612</u> 点	ハ 前歯 (切歯)	565 点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>599</u> 点	(1) 双子鉤	559 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>463</u> 点	(2) 二腕鉤 (レストつき)	432 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	

(1) 前歯	<u>306</u> 点	(1) 前歯	282 点
(2) 犬歯・小白歯	<u>330</u> 点	(2) 犬歯・小白歯	305 点
(3) 大臼歯	<u>380</u> 点	(3) 大臼歯	350 点
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1歯につき))		(根面板の保険医療材料料 (1歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>759</u> 点	イ 大臼歯	700 点
ロ 小臼歯・前歯	<u>555</u> 点	ロ 小臼歯・前歯	512 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	38 点	イ 大臼歯	38 点
ロ 小臼歯・前歯	<u>29</u> 点	ロ 小臼歯・前歯	28 点
(キーパー)		(キーパー)	
1個につき	233 点	1個につき	233 点
M023 バー (1個につき)		M023 バー (1個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,773</u> 点	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1,636 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	